

○香芝市史編さん委員会条例

令和4年12月23日

条例第26号

(設置)

第1条 香芝市史(以下「市史」という。)の編さん及び刊行のため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、香芝市史編さん委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、又は審議するものとする。

- (1) 市史の編さん計画、刊行計画その他の基本方針に関する事項
- (2) 市史の編集及び執筆の状況の確認に関する事項
- (3) 市史に関する資料の収集、整理及び研究に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市史の編さん事業の推進に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 教育委員会は、委員に特別の事由があるときは、前2項の規定にかかわらず、任期中においても解嘱又は解任することができる。

(編集委員会)

第6条 教育委員会は、必要に応じ、第2条各号に掲げる事項を専門的に調査又は審議させるため、編集委員会を置くことができる。

- 2 編集委員会は、10人以内の委員をもって組織する。
- 3 編集委員会の委員(以下「編集委員」という。)は、識見を有する者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- 4 編集委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 編集委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 教育委員会は、編集委員に特別の事由があるときは、前2項の規定にかかわらず、任期中においても解嘱又は解任することができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び編集委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第37号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略